3　多重フレーム行列の第五行の第三列、第六行の第三列及び各行の第四列から第十二列までは、未定義ビットとする。

二　フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順

1　ステレオホニック放送

(一)　第一音声チャネル及び第二音声チャネルによるステレオホニック放送を行う場合にあっては、左側信号を第一音声チャネル及び右側信号を第二音声チャネルで送出するものとする。

(二)　第三音声チャネル及び第四音声チャネルによるステレオホニック放送を行う場合にあっては、左側信号を第三音声チャネル及び右側信号を第四音声チャネルで送出するものとする。

2　音声量子化レベルは、次の式で求められる範囲にあるものとする。

$-2^{(P-R-1)} \leqq Q \leqq 2^{(P-R-1)}-1$

Pは音声量子化レベルを表す二進数字の桁数、Rは0から7までの整数（以下「レンジ番号」という。）、Qは音声量子化レベルを表すものとする。

3　音声標本語は、標本化周波数を三二kHzとする場合にあっては、レンジ番号が〇から四までのときは、音声量子化レベルを表す二進数字のうち最上位から二番目の桁からレンジ番号に相当する連続する桁を除いた二進数字とし、レンジ番号が五以上のときは、音声量子化レベルを表す二進数字のうち最上位から二番目の桁から連続する四桁を除いた二進数字とし、標本化周波数を四八kHzとする場合にあっては、音声量子化レベルを表す二進数字とする。

4　制御符号

(一)　第一音声チャネル及び第二音声チャネルの使用形態

フレーム行列の第一列の第十八行及び第十九行の値は、次の表の上欄の区分に従い、下欄に掲げるとおりとする。

区分	フレーム行列の第一列の第十八行及び第十九行の値（読み出し順）
第一音声チャネル及び第二音声チャネルによるステレオホニック放送	〇〇
第一音声チャネルのみによる放送	一〇
第一音声チャネル及び第二音声チャネルによる放送（ステレオホニック放送を除く。）	〇一
第一音声チャネル及び第二音声チャネルを使用しない放送	一一

(二)　第三音声チャネル及び第四音声チャネルの使用形態

フレーム行列の第一列の第二十行及び第二十一行の値は、次の表の上欄の区分に従い、下欄に掲げるとおりとする。

区分	フレーム行列の第一列の第二十行及び第二十一行の値（読み出し順）
第三音声チャネル及び第四音声チャネルによるステレオホニック放送	〇〇
第三音声チャネルのみによる放送	一〇
第三音声チャネル及び第四音声チャネルによる放送（ステレオホニック放送を除く。）	〇一
第三音声チャネル及び第四音声チャネルを使用しない放送	一一

(三)　スクランブル同期

フレーム行列の第二十九行第一列の値は、スクランブル同期（平成二十三年総務省告示第二百九十号（擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件）別図第三号の注二に規定するスクランブル同期をいう。以下同じ。）を指示するときは「一」、スクランブル同期を指示しないときは「〇」とする。

(四)　マスターフレーム識別

フレーム行列の第三十行第一列の値は、マスターフレーム（連続する四のスーパーフレームから成る符号系列をいう。以下同じ。）の先頭のフレームであるときは「一」、マスターフレームの先頭のフレームでないときは「〇」とする。

(五)　データ伝送制御

フレーム行列の第二十二行第一列の値は「〇」とし、フレーム行列の第三十一行第一列の値は、データチャネルによるデータの伝送を抑圧する必要のあるときは「一」、データチャネルによるデータの伝送を抑圧する必要のないときは「〇」とする。

5　モードの切替え

(一)　制御符号のビットのうち、標本化周波数、音声チャネルの使用形態、音声出力制御又はデータ伝送制御に係るものは、次のマスターフレームの期間における受信の補助のためにマスターフレームごとに同一の符号を送出する。

(二)　標本化周波数、音声チャネルの使用形態、音声出力制御又はデータ伝送制御を制御符号の指示により切り替え、送出の状態を変化させる時期は、切替えを指示したマスターフレームの次のマスターフレームの先頭のフレームの先頭のビットの送出時とする。

6　平成二十三年総務省告示第二百九十四号（フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件）の規定（二1(一)、二1(二)、二2(二)ウ、二2(三)ア、四1(二)、四1(三)、四1(五)、四1(六)、四1(七)、四1(八)、四2(一)及び四2(二)を除く。）は、フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順に準用する。

〇総務省告示第二百九十号

超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）第十二条第二項の規定に基づき、擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成二年郵政省告示第四百六十一号（超短波放送に関する送信の標準方式の規定に基づき、擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順等を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

一　擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順

1　擬似乱数符号系列は、音声標本語にビットごとの排他的論理和の演算を行うものとする。

2　擬似乱数符号系列の演算の位置は、別図第一号に示すとおりとする。

3　効果制御は、スクランブルを行うこと又は行わないこととする。

二　擬似乱数符号系列の生成方法

擬似乱数符号系列の生成方法は、別図第二号に示すとおりとする。

三　スクランブルに関するタイミング

スクランブルに関するタイミングは、別図第三号に示すとおりとする。

四　関連情報の構成及び送出手順

関連情報の構成及び送出手順は、別表に示すとおりとする。